（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「送信する方法」の下に「その他の財務省令で定める方法」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十六条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「送信する方法」の下に「その他の主務省令で定める方法」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第二十七条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第二百二十四条第一項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十九条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十条の十五第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三十条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第八項」に改め、「積立式宅地建物販売業者と」の下に「、同条第八項中「宅地建物取引士に、当該書面」とあるのは「当該書面」と、「提供させる」とあるのは「提供する」と、「当該宅地建物取引士に当該書面を交付させた」とあるのは「当該書面を交付した」と」を加える。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）

第三十一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条中「第二条第七項」を「第十六条第四項」に改める。

（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項」を「第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項」に、「同条第三項及び第四項前段」を「同条第四項及び第五項前段」に、「第六十三条第二項、第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、「第六十三条第四項前段」を「第六十三条第五項前段」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

第五条第三項中「第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項」を「第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項」に、「同条第三項及び第四項前段」を「同条第四項及び第五項前段」に、「第六十三条第二項、第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、「第六十三条第四項前段」を「第六十三条第五項前段」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

第七条第三項中「第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項」を「第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項」に、「同条第三項及び第四項前段」を「同条第四項及び第五項前段」に、「第六十三条第二項、第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、「第六十三条第四項前段」を「第六十三条第五項前段」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

第九条第九項中「第四項まで、第六項及び第七項」を「第五項まで、第七項及び第八項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十条第三項及び第十一条第三項中「第四項まで、第六項及び第七項」を「第五項まで、第七項及び第八項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第十二条中「第六十一条第十二項」を「第六十一条第十四項」に改める。

第十八条第四項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第六項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第六項及び区分所有法」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第三十三条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十四条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号の二を次のように改める。

一の二　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第三十五条　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第三十六条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第二十六条の三第六項」を「第二十六条の三第七項」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第三十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十二条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項ただし書」に改め、同条第七項中「第三項」を「第三項本文」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第三十八条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第二項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改める。